

社会福祉法人檀原市手をつなぐ育成会 令和3年度 事業計画

はじめに

新型コロナウイルス感染症「以下、新型コロナという」は全国に急拡大し、地域社会に大きな不安や脅威をもたらし、日々の生活は大きく変化しました。

この度の新たな「緊急事態宣言」により、下げ止まりの感はありますが、国内の混乱はいまだ収まる気配はありません。当法人では職員一同、利用者皆様の健康で安全な生活を守るための感染予防対策を徹底し万全な体制で臨んでいます。

さて、法人は、今年7月で創設から20年を迎えることとなりますが、令和3年度の節目にあたり、「地域で普通に暮らす」「24時間365日の支援を目指して」をキャッチフレーズのもと、これまで関わって下さった方々への感謝を込めながら、障がいのある方の地域の中での暮らしを積極的に支援すること。

サービスを提供する側の事情優先ではなく、障がいのある方やご家族の立場で考え行動すること、障がいのある方一人ひとりの権利擁護、人権尊重を大切にすることを意識しながら、今後の展望するビジョンづくり、組織および運営財政基盤の充実強化などに努めてまいります。

そして、次の世代も持続可能な法人運営を目指して、中長期経営計画の策定を中心に「果敢に挑戦」をテーマに真の障がい者福祉を牽引できる法人となり得るよう検討を進めてまいります。

この記念すべき年度に、私たちは「地域共生社会」の実現に向けて、今まで以上に利用者や地域の声に耳を傾け、必要とされる新たな支援を創造し、利用者や地域から必要とされる法人となるための取り組みを推進してまいります。

そして、その取り組みには、すべての職員がそれぞれの地域の中で皆様から認められ、愛され、それを働きがいにつなげる好循環を生み出すことが重要であり、その意識変革を成し遂げたいと考えています。

令和3年度は、先の会議でご承認いただきました

- ・檀原市大久保町における檀原市福祉作業所の建設。
- ・上牧町における生活介護作業所の建設。
- ・重度化・高齢化への対応に向けての賃貸借契約に基づく「日中サービス支援型グループホーム」の檀原市内での新設。

また、利用者の増加に対応するため、この度ご提案させていただき
ます法人9か所目となる新たな

- ・「放課後等デイサービス事業所」を橿原市曾我町での新設。
- ・「なら子ども発達支援センターふぁ～すと」利用者増加に伴う
当面の措置としての定員変更。

更には、同じく利用者増加に伴う

・第二の福祉型児童発達支援センターの創設。
等各事業の新規創設や、定員など指定内容の変更を、令和3年度の早
い時期に成し遂げるべく現在鋭意準備中であります。

法人の活動は、暮らしを守る「福祉の原点に立ち」コロナ禍により
急増した生活課題への対応策と、新たなアイデアや工夫を取り入れた
新しい障がい児・者福祉の実践を模索し、これまでの「あゆみをとめ
ない」ための具体的な方策を講じていきます。

私たちのこうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て
障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共
に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活
実現への一歩になることを信じ、法人組織が一体となって事業・活動
を推進するため、ここに、令和3年度事業計画を定め、引き続き知的・
発達障がい児・者の福祉の向上に一層努力する所存であります。

実施計画

1. 法人本部

(1) サービスの質の向上（信頼と安心のサービス）

令和2年度に引き続き、法人理念に基づいた支援体制の確立は継
続した目標であります。職員意識の統一が、確実に実践や成果に
つながる体制を目指します。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止
するための対応や支援の必要な重度利用者にとっては、支援
方法や体制について、十分な配慮と検討を行う。
- ② 就労継続支援（A/B型）・就労移行支援の取り組みを通し
て、障害者の就労の方向性について検討する。
- ③ グループホームや居宅サービス等、障がい者の生活全般に
ついて検討や相談事業の強化等、今後の支援の方向性を纏め
る。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続しながら、更なる地域

貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化する。

- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害の発生懸念が指摘される中、また、新型コロナウイルス感染症の予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、障がい児・者福祉の本領を発揮する時だと考え、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じる。

また、市町村の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制を構築する。

(2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、平成22年度(8%)であったのが、平成23年度(20%) 24年度(29%) 25年度(21%) 平成26年度(17%) 27年度(20%) 28年度(11%) 29年度(10%) 30年度は(20%)、令和元年度は(11%)と云った状況にあります。

これに対し、人件費は、ここ4年間は、収入のほぼ60%前後で推移するなど、適切な水準に収まっております。

今後共、これらの事業拡大を図りながら、介護給付費等の増収を図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

(3) 有能な人材確保と育成

社会福祉法人には、質の高い障害福祉サービスを安定して継続的に、提供することが求められている。それを担うのは、ひとえに人材であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長は「人材の育成、成長」にかかっていると云っても過言ではありません。

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人

運営の中核となる職員や、施設長等の高齢化に伴う次世代リーダーの育成は急務であります。

事業部門別諸会議の運営の中心を役職とし、本部で会議を重ねることで、法人の理念経営への意識を高めます。

人材の育成は、今後の法人経営の方向性を示す重要なことから、当該職員の人材育成、配置はこの2～3か年間をかけて準備する。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的とした内外研修等を引き続き実施します。

(4) 人事制度・法人の組織強化

(活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

適正な人員配置、組織については、運営会議で検討し、理事会・評議員会に提案する。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、考課を昇、降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

(5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、児童分野は定着率が好調であります。特に、生活介護事業所においては、2年前には離職者が続いたこともありましたが、ここのところは、若干の出入りはあったものの、ほぼ定着安定しつつあります。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが発揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO

残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社すること。遅くとも、定時から30分以内には、完全退社するように徹底しました。

それでも、残業を余儀なくなつた場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところでもあります。

また、法令に従いこの度の働き方改革の目玉である年次有給休暇の最低5日以上の取得についても全員消化しており当然ながら働きやすい環境情勢になりました。

(6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するため、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめます。

(7) 法令遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備

障害福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心される体制を構築します。

また、障害児・者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報の保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行します。

更には、東日本大震災より10年が経過しましたが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、既に、檀原市と法人との間で、当法人の生活介

護事業所（檀原市福祉作業所）と（自立支援センターかしはら）の2施設を檀原市民間福祉施設避難所として「災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結したところであります。

引き続き、一昨年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふぁ～すと」を災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、檀原市との協定締結を行い平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

（8）地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。その中で社会福祉法が改正されるなど、社会福祉法人の「連携・協働・合併・事業譲渡」など、ここに来て社会福祉法人の事業展開が取り上げられるようになりました。

その背景要因は、社会福祉法人改革です。地域における公益的な取り組みを実施する責務が定められ、各地で複数の法人が連携・協働して責務を果たそうとする動きが始まったことが事業展開の検討の背景要因と考えられます。

次いで、地域共生社会の動きです。人口減少や急激な高齢化、地域社会の脆弱化によって、地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来のように福祉各法で想定する典型的な福祉ニーズに対して縦割りでサービスを供給するのでは、対応が困難になり、地域のニーズを起点に制度別のサービスや制度外のサービスに横断を通すことが求められている。

その次は、2040年問題です。人口減少社会、そして急速な高齢化に伴って、現役社会である生産年齢人口の割合が急激に減少することが予想されます。その中で社会にある人・モノ・カネの諸資源を効率的かつ効果的に活用するため、ICTやロボットなどだけでなく、福祉サービスの供給メカニズムの抜本的な見直しが求められ、連携・協働化・大規模化が、有望な手段だと期待されています。

当法人としては、このように社会福祉法人の事業展開の検討には至ってませんが、身近な活動として、既に実施しています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、

その他社会資源などとも密接に連携し、相互の信頼と協力により、所期の目的達成に努める所存です。

2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

(1) 生活介護事業所「檀原市福祉作業所」

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な支援を適切かつ効果的に行うことを本事業の基本としています。

支援については、ケアマネジメントの手法を用いて、個別支援計画に基づき適切な支援ができるようにするため、引き続き必要な社会資源の開拓と創出の取り組みをしてまいります。

そのため必要な活動として

- ① 利用者本人の日常生活に必要な社会関係を身につけるため地域の人々と積極的に交流を図る取り組みを行い、障がい特性に応じて、就労継続（B型）支援事業所「かしはらワークス」「以下B型作業所という」の出張先で活用のある「ゆうゆ～今井」を活用して、文化活動や創作活動を行うなど地域社会につながる活動をおこないます。
- ② 自己決定をする力を身につけるため、表現の手法と生活の中の「選択肢」を可能な限り多く準備し、本人に必要な援助が適切に行えるようにします。
- ③ 利用者本人の日中活動が、本人にとって出来るだけ適切な活動の場とするために、地域社会あるいは社会資源との連携を図るなど、様々な活動の場を拡大していきます。
- ④ 障がい特性を十分に把握し、無理のない個別支援や課題の酷似したグループ単位の支援を原則として、作業所外の活動を積極的にとりいれます。具体的には、本人のニーズと適正を軸に、障がい特性に応じた班編成とし、それぞれ主な支援や活動の重点を設定致します。
- ⑤ 更には、アルミ缶や古紙等リサイクル品の回収作業を通じて地域との交流、啓発を図り、園芸・農作業などの野外活動や軽作業・創作的活動を積極的に、バランスよく取り入れるなど幅広い活動を通じて最低限の生活スキルの習慣をめざします。
- ⑥ また、地域での活動は、地域での夏祭りなどの行事やイベン

ト参加や、県スポーツ協会主催の「ゆうあいボーリング大会」「県障がい者スポーツ大会」などに参加できるようにメンバー全員が取り組んで参ります。

- ⑦ 社会貢献活動・公益事業に位置づけ実施しております「青色防犯パトロール」を引き続き、職員と利用者と共に日中活動の中で鋭意取り組んでいく。

等々を支援の基軸においた活動をおこないます。

なお、本年度の養護学校からの卒業通所者は1名となります。

(1) の1：檀原市福祉作業所の建設計画について

これまでの会議でご報告いたしました「檀原市福祉作業所」の檀原市からの令和3年3月31日までに、中央公民館からの明け渡しを求められていましたが、昨年末に、障害福祉課長・公民館長の両名に面談し、檀原市長宛に文書により「令和4年3月末まで」継続利用・借用延長を強く要望した結果、ご理解頂き要望が認められたところであります。

ご案内のとおり、取得した市内大久保町の建設用地について、地元自治会長・近隣住民への説明・同意を頂き、檀原市への事前協議と地盤調査を行うなど、所定の申請を行うと同時に、基本設計・建築・開発の設計に入っており、造成・建築の施工業者の決定「入札」と云う工程になってきております。

現在の進捗状況につきましては、案件の中で、(有)平田設計の方から説明させていただきます。

(1) の2：西和地区における生活介護事業所設置について

当法人の放課後等デイサービス事業のうち、西和地域上牧町に展開のファミリーサポートせいわ「大地」並びに同「大地の森」については、定員を遥かにオーバーしており、その殆どが、香芝市・上牧町を中心とする奈良県立西和養護学校の児童・生徒であり、卒業後の進路についても8割が生活介護事業の利用を希望されております。

そこで、過日の理事会・評議員会でご承認いただきました「放課後等デイサービス事業「ファミリーサポートせいわ(大地の森)」の北側敷地に建設の承認を頂きましたので、令和3年度中の完成を目指して計画を進めているところであります。

本件についても、現在の進捗状況を(有)平田設計山口先生から説明させていただきます。

(2) かしはらワークス「多機能事業所(就労移行支援)(就労継続支援・B型/被雇用型)」

一般企業に雇用されることが困難な障害のある人が、就労するにあたり必要な知識や能力の向上を図り、実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。

喫緊の課題としては、養護学校卒業後の進路の受け皿となり、自立に向けた就労事業を創設展開し、活動の場を広げ、受け入れ態勢を整える事と考えています。

就労継続支援A型事業といたしまして、これまで直営で運営していました「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」内の給食センターの給食・弁当事業については、ご案内の通り、令和2年12月より法人直営になったのを機に、此处に利用者を配置して、洗浄、仕込み作業等を通じて彼らのスキルアップにつながる技術習得にと、充実した活動を予定しています。

就労継続支援B型事業の活動内容としましては、令和2年9月より始まりました「染色教室」では、世界的にも活躍されています「中居公子様」により利用者の活動の場として染色教室を週に1回開催しています。

染色された生地を加工しマスクやランチョンマットなど、利用者工賃向上の事業としても取り組んでいます。

同年10月に開業いたしました、たこ焼き屋台「たこまる」での活動の場も広げました。

「ミニレストランまぁぶる」・「おかし工房実ん都」の調理作業や焼き菓子等の製造・加工、販売・「クロネコヤマト」(DM便配達は11月よりネコポス配達に形が変わりました。)の配達業務を続けていきます。

今年度、国産大豆を使用した味噌づくりを年間5回行い、「まぁぶる」でのランチ提供、また同法人福祉作業所の協力のもと、大豆栽培に取りかかり収穫、初めてその大豆で味噌を仕込みました。今後、道の駅や養護学校等の販路拡大にも力を入れてまいります。

就労移行支援事業での活動としましては、「まぁぶる」「実ん都」「たこまる」「軽作業」での活動全般と、給食事業等の作業を利用者の特性に合わせて行っています。

本年は就労移行支援、就労継続支援B型事業所に各1名の利用者増員があり9名の利用者が活動を行っています。定員割れをしている状況ではありますが、選ばれる事業所になるため、活動の

場所を増やし、選択できる事業所になりうるよう、また地域に愛される事業所にと事業展開を行ってまいります。

次年度に向け、放課後等デイサービスとの連携を強化し、養護学校高等部へのアプローチ、実習の受け入れも積極的に行い卒業生を受け入れる素地を作って参ります。利用者の強みを生かし、集中力や理解力、能力などを見極め、一人ひとりに適した活動の場やその適正に応じた仕事内容、職業定着のために必要な支援や相談を行います。障がいの有無に関わらず、利用者が社会にとって必要な存在であることで、自信や喜びを感じ「働く」意味のある事業所にしていきたいと思っています。

なお、本年度4月からの養護学校卒業から迎える新人通所は、1名「女性」となり、本年度は利用者10名となります。

(3) 共同生活援助事業

(グループホームきらめき・あすか・うねび)

障がいのある方の自立した生活や、施設や自宅から地域生活への移行に対応するためのステップとして事業展開しています。

グループホームきらめき「以下(GHという。)のきめ細かな支援は季節の食材を使用し、健康に配慮した食事を提供することにより家庭的な環境作りをし、利用者の充実した生活を保障しています。

近年、利用者や御家族様の高齢化の問題があり「親なきあと」も地域で安心して生活でき、今後も幸せに暮らせる様にするGHの重要性を益々感じております。

平成28年に設置いたしました3つ目の女性専用のGH「うねび」は併設型として同年8月1日より運営を開始し、4名の利用者と「ショートステイ」一床を加えて順調に推移してきております。

GH全体の入居数を見ますと、きらめき5名・あすか5名・うねび4名の本入居者14名、加えて体験利用1名・短期入所(ショート)一床を合わせて定員16名となっております。

GH「うねび」は、体験部屋を別途一室設け本入居者が帰省される予定日に合わせて体験利用ができる様に工夫と改善をし、引き続き制度を活用して将来、本入居を希望される利用者が各家庭からGHへ段階的な移行ができる様に運営してまいります。

障害者総合支援法では、GHは、入所施設と異なり、障がい者の地域生活を支える上で最も重要な住まいとして位置付けており、利用者のニーズに沿って、今後とも積極的に設置を進めて行く事と

します。

ただ、現在5人の入居者に対して2名の世話人を配置する人員体制は県内にも県外にも例のない極めて手厚い配置をしており、障がい重い利用者でも安心して生活できるGHとして御家族様より信頼されていますが、人件費等の運営面での課題と共に利用者や御家族様の高齢化により今後想定される多様なニーズに応えるため、に体制等の見直しを含めて対処していく必要性を感じております。

そこで、GH三類型の一つで、過日の理事会・評議員会でご承認決議頂きました榎原市大軽町に設置する高齢化・重度化に備えた「日中サービス支援型グループホーム」の令和4年4月創設開所に向けた準備を鋭意すすめてまいります。

(4) 福祉型児童発達支援センター

なら子ども発達支援センターふぁ〜すと

児童発達支援センターとして、中南和の未就学児の専門分野、集団事業部の役割として定着してきました。「親子通園」「毎日通園」「並行通園」「個別訓練」と総合して家族支援、未就学児の支援に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症がある中、令和2年2月～5月末までの間、幼稚園、保育園の休園に伴い、多少の影響は受けたものの、途切れない支援として、居宅電話支援に切り替え、家庭生活での困難さに寄り添ってまいりました。

同年6月より、療育希望者が徐々に増え、登録者数が115名から165名と増加してきました。

榎原市は勿論の事、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、各市町の担当課や保健センター、相談事業所の他に、幼稚園、保育園の方からの勧めや紹介、口コミ等による問い合わせも増えてきています。

① 「親子通園」

発達障害や、発達性共同障害のお子さんが早期に診断を受けられるケースが増え、1歳児からの参加も増えてきています。

早期療育のスタートとして、親子での通園で、子どもの発達について知り、積極的に受けに来られる保護者が増えています。また、保育園、幼稚園では集団生活が難しく、退所して来られるケースもあり、「毎日通園」へと移行されています。

② 「毎日通園」

集団生活が困難で言葉の遅れや軽度の知的障害、自閉症スペクトラムの未就学児で基本的な生活習慣がつきにくく、丁寧な個別支援が必要な未就学児が対象で、保護者の中には就労している方が多いです。毎日の決まった安心できる環境の中で小集団の中で発達を促していきます。

コミュニケーションが取りにくい、言葉がなかなか出にくい等のことが、毎日の療育の中で成長が見られ、日々療育の大切さが保護者にも伝わって「毎日通園」を希望される保護者が増えました。特に年3回の参観日、誕生会、夏祭り、運動会、遠足、卒園式等様々な行事もあり、給食の提供も好評です。食事の偏食で悩んでいる事が多く、食育としても勧められています。

③ 「並行通園」

幼稚園、保育園に通園されている未就学児が小集団で支援を受けています。園生活でなかなか集団の中に入りにくく、困難さがあるお子様も、自己肯定感が持てる様になってきています。

保護者支援として送迎も行っています。昨年度より、幼稚園、保育園の先生から連携を兼ねてふぁ～すとの様子を見し、連携を深めています。

また、保育所等訪問支援事業につきましては感染症が落ち着き次第、受けていく予定です。

④ 「個別訓練」

作業療法士による感覚統合訓練、STによる言語訓練は未就学児の訓練として定着しています。令和2年6月より作業療法士による机上OTが始まり、その専門性から微細訓練として人気があり、お子様の発達の段階や支援の内容から、保育士や、公認心理士とカンファレンスを行い個別訓練を進めています。専門訓練士が子どもの発達を個人的な対応で促しています。年長児の小学校入学に向けて、学習支援も行っています。

⑤ 発達検査と個別面談

公認心理士が発達検査を新版K式発達検査で行っています。保護者にお子様の状態を伝える事で、お子様の今後の支援計画にも役立っています。半年ごとの間隔をおいて検査を実施する事によってお子様の支援に関わる支援者と保護者の共通認識に

役立っています。

専門的に発達についての相談がすすめやすくなっています。半年ごとに個別支援計画の見直しの為、個別面談を行っています。それ以外でも、保護者との面談が必要な場合は面談し、保護者の支援として、十分な時間をとって支援の充実を図っています。

また、喫緊の課題として、定員を上回る状況を解消するためにも、現在定員 50 名からの定員増加の変更手続きを行うと共に、その状況によっては、新たな第 2 の「福祉型児童発達支援センター」の創設を検討実施する必要があります。

本年度も未就学児の本格的な療育センターとして発展充実させ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くためにも、また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう、専門性のある支援者を育成する観点から、職員間での勉強会やカンファレンスを行い、保護者にとっても利用しやすいセンターとして、役割を發揮していけるよう鋭意努力を重ねて参る所存であります。

(5) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら (太陽^{たいよう})」

「ファミリーサポートこおりやま (宇宙^{そら})」

「ファミリーサポートせいわ (大地^{だいち})」

「ファミリーサポートかしはら (大海^{うみ})」

「ファミリーサポートかしはら (銀河^{ぎんが})」

「ファミリーサポートかしはら (大河^{たいが})」

「ファミリーサポートせいわ (大地の森^{だいちもり})」

「ファミリーサポートかしはら (はやぶさ)」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかし

はら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つでもあります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児通園施設「奈良県リハビリセンターのわかき愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、8事業所の契約者数は、現在259名「内訳：た
いよう25名・宇宙^{そら}35名・大地^{だいち}40名・大海^{うみ}22名・銀河36名・大河32名・大地の森37名・はやぶさ32名」と推移しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染防止に最大限気配りしながら魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後の支援により、更なる利用者の増加と増収に務めて参ります。

ただ、この度の新型コロナウイルス感染による緩和措置も解消され、3か月の平均利用者の定員が125%を超えないためにも、橿原市内での新規事業所を開所すべく、この度の議案として提案いたしますので審議のほどよろしくお願いいたします。

(6) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成19年11月事業開始し、令和3年4月末で14年6か月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校、大淀養護学校在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年3月で、発行回数も161回（月）を重ねるに至りました。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、利用申し込みが、増加してきており、現契約者数が245名となっております。

現在は新型コロナウイルスによる、近隣の府県の緊急事態宣言

等の影響に為、急遽の企画の変更や、参加人数の縮小などの対策により、休日等の利用者数は平均約30～40人程になるところであります。

イベント利用にあたっては、新型コロナウイルス感染防止の為、密集にならない、手洗いの励行、マスク着用の対策を施し、「絶対に感染しない。感染させない」を常に意識し、利用者、職員ヘルパー共々徹底して行っていく所存であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、利用者がより一日を充実して過ごせるよう、様々な資源の活用、利用者の障がい特性に沿った活動内容、さらには職員、ヘルパーが個別支援計画に基づき、支援技術の向上に努め、あらゆる機会を捉えて事業所の活性化を行っていきたいと考えております。

(7) 指定「一般・特定・障害児」相談支援事業（障がい児・者相談支援センターなら）現在、契約者数「390名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくことであります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この制度は、平成24年4月から全障がい児・者に適用実施するとしていますが、橿原市のように市の要綱でその上限を決めており、障がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何としても支給しないと云う市町村もあります。

○ 障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成する。

○ 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と

協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります